

岬町認知症カフェ開設等補助金交付要綱

制 定 平成29年3月23日

改 正 令和6年 5月 7日

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮ることができるまちづくりを推進するため、認知症カフェを設置及び運営しようとする団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、岬町補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に定めるもののほか、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ」とは、次の各号に掲げる活動のいずれかを主たる目的とする、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集える活動拠点であり、営利、宗教、政治活動を目的としないものいう。

- (1) 認知症の本人やその家族同士の相互交流及び情報交換
- (2) 家族の介護負担の軽減
- (3) 認知症状の悪化の予防
- (4) 地域での認知症の啓発

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、岬町認知症カフェ登録事業実施要綱第4条に定める登録要件を満たす者とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、認知症カフェ開設支援8万円、認知症カフェ運営支援年間8万円を限度とする。ただし、認知症カフェ開設支援の補助金の交付は、初年度1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岬町認知症カフェ開設等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 岬町認知症カフェ運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体等概要書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、岬町認知症カフェ開設等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内

容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、岬町認知症カフェ運営事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の額に変更がない場合に限る。）については、この限りでない。

（補助金の交付請求）

第8条 町長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、規則第6条に規定する補助金の交付を決定をした額の全部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

2 補助金補助事業者は、前項の規定に基づく補助金の交付を受けようとするときは、規則第6条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内に岬町認知症カフェ開設等補助金交付請求書（様式第7号）に定める請求書を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業終了日から起算して、30日以内、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、岬町認知症カフェ開設等補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 岬町認知症カフェ運営事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算算書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第10条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに補助事業の成果が補助金の交付決定の内容等に適合するか否かを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、岬町認知症カフェ開設等補助金請確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該補助金の全部又は一部を返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関し虚偽の申請又は不正行為があったとき。
- (3) その他町長が適当でないとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

別表（第4条関係）

1 認知症カフェ開設支援（認知症カフェの立ち上げに必要な経費）

区分	内容
報償費	スタッフ研修等にかかる講師謝金
旅費	交通費等
需用費	消耗品、燃料費、食料費、修繕費等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、器材借上費用等
備品購入費	机・椅子等
負担金	研修会の参加負担金等

2 認知症カフェ運営支援（運営の継続に必要な経費）

区分	内容
報償費	研修会にかかる講師謝金等
旅費	交通費等
需用費	消耗品、燃料費、食料費、修繕費、賄材料費等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	借上料、使用料等